

レキオス光レジデンス 契約約款

株式会社レキオス（以下「当社」といいます）は、電気通信事業法（昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号、以下「事業法」という）その他の法令の規定に基づき、この「レキオス光レジデンス 契約約款」（以下「本約款」といいます）を定め、本約款によりレキオス光レジデンス（以下「本サービス」といいます）を提供します。また、本サービスが提供される集合住宅等に居住するもの（以下「利用者」といいます）は、「レキオス光レジデンス利用約款（利用者用）」に従って通信を行うものとしします。なお、本約款に記載する価格は全て税抜き価格としします。

第1条（約款の適用）

1. 本約款等は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の關係に適用されます。本約款の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。
2. 本サービスは、提供対象となる集合住宅等の所有者、管理組合その他これらの者に代わり本約款等の定めに同意する権利を有する者（以下「契約者」といいます）へ提供します。なお、契約者以外の者が本サービスを利用する場合、当社は所有者、管理組合より同意を得ている証書の提出を求めることがあります。
3. 料金規定および最低利用期間については、別途覚書にて定めます。

第2条（用語の定義）

本約款における用語を以下の通り定義します。

1. 「接続導入」とは、本サービスの提供に必要な回線の敷設および引込工事・電気通信設備の導入のことをいいます。
2. 「NTT 東日本」とは、NTT 東日本株式会社のことをいいます。
3. 「NTT 西日本」とは、NTT 西日本株式会社のことをいいます。
4. 「NTT」とはNTT 東日本およびNTT 西日本の総称をいいます。
5. 「契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための本約款等に基づく契約をいいます。
6. 「契約回線」とは、本サービスの提供に必要な回線の総称をいいます。
7. 「契約回線終端地点」とは、本サービスの提供対象となる集合住宅の構内で当社と契約者協議の上決定した地点をいいます。
8. 「回線終端装置」とは、契約回線終端地点の場所に当社または特定事業者が設置する装置（端末設備を除きます）をいいます。
9. 「契約物件」とは、本サービスが提供される集合住宅をいいます。

第3条（約款の変更）

1. 当社が必要と判断する場合、本約款を契約者の承諾なく、変更することがあります。その場合、当社は変更後の内容および効力発生日を、当社が定める方法により通知するものとしします。
2. 本約款が変更された後の本サービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

第4条（本サービスの内容）

1. 当社は、設備導入、電気通信設備の遠隔監視、インターネットサービスプロバイダ業務、保守・カスタマーサポート等の業務を一括して行うものとしします。ただし、本サービスの契約時において本約款と異なる内容を定めた場合は、当該内容が優先して適用されるものとしします。なお、当社は一部の業務を第三者へ委託できるものとしします。
2. 当社は、本サービスの提供に必要な回線終端装置を設置し、または貸与します。

3. 当社は契約回線終端地点に回線終端装置を設置します。
4. 契約者または契約者の指定する者は、当社の承諾なしに回線終端装置を移動または撤去することはできません。
5. 契約回線終端地点または建物内において、回線等を設置するために必要な場所、設備は、契約者から無償で提供することとします。
6. 当社は、契約回線等の設置等のために必要な場合には、契約者の承諾を得て、契約者が提供した場所に立ち入ることがあります。この際、契約者は正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾することとします。
7. 本約款に基づいて設置される契約回線等その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から無償で提供することとします。
8. 当社は、契約者が契約回線を本サービス以外の目的で利用することを禁止します。ただし、契約者がその契約回線の終端において、またはその終端に接続されている当社の電気通信設備を介して、その契約回線に自営電気通信設備等を接続するときは、その接続を行う目的、場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をし、当社はこれを許可することがあります。

第5条（契約回線の種類）

1. 当社は以下の3種類の回線において、契約者が選択した1つを提供します。但し、各回線提供エリア外に関してはその限りではありません。
 - ① LEQUIOS ダイレクト（レキオスダイレクト）
 - ② LEQUIOS スマートウェイ（レキオススマートウェイ）
 - ③ LEQUIOSV4（レキオスブイフォー）
2. 本サービスはベストエフォート型のサービスであり、電気通信設備の状況や他回線との干渉等によって速度が低下することがあります。
3. 本サービスは、NTTの提供条件と契約者または利用者の利用形態により、別に定める区分があります。
4. 本サービスはNTTまたは当社の設備および本サービス提供の都合により、契約者の希望する回線を提供できない場合があります。

第6条（本サービスの提供開始日と最低利用期間）

1. 設備導入、契約回線工事および1世帯以上の室内配線工事完了を以って本サービスの提供開始日とし、サービス提供開始日の属する月をサービス提供開始月とします。契約物件等に居住する者等の都合により設備導入が未完の場合でも、本サービスの提供は開始され、その場合であっても、初期導入費用および、月額利用料等の減額等を行わないものとします。
2. 設備導入等における工事日程は当社と契約者協議の上確定するものとし、当社が通知した工事日程等を契約者等の都合により変更しようとする場合には、当社が当該工事当日のため準備に要した費用を、工事キャンセル費用として請求することがあります。
3. 本サービス提供開始日の属する月を請求開始月とします。
4. 本サービスの最低利用期間は覚書にて別途定めるものとします。

第7条（端数処理および支払方法）

1. 契約者は、当社が指定する支払方法にて請求発生月の末日までに当社が請求する額を支払うものとします。
2. 請求開始月は、別途覚書に定める月額利用料をサービス提供開始日からの日割り計算にて算出し請求するものとし、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てとします。
3. 本約款における消費税は、消費税および地方消費税率に基づき算出するものとし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合は、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算するものとします。

第8条（設備機器の保守、滅失および毀損）

設備機器は当社が設置し、機器の損傷、不具合が発生した際は当社にて修理・交換の対応をするものとします。ただし契約者または利用者による過失、故意による破損または第16条に定める設備機器の故障の場合、当社は契約者または利用者に対して費用負担を求めることができます。

第9条（権利義務譲渡の禁止）

当社および契約者は、本約款に定める場合を除き、互いに相手方の事前の書面による同意なくして契約上の地位を第三者に継承させ、または契約から生じる権利義務の全部または一部を譲渡、担保その他処分してはならないものとします。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および契約者は、当社または契約者および利用者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずるものをいう。）に該当し、または、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、契約を解除することができるものとします。

- ①. 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ②. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ③. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- ④. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑤. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

2. 当社および契約者は、当社または契約者および利用者が自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、契約を解除することができるものとします。

- ①. 暴力的な要求行為
- ②. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④. 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤. その他前各号に準ずる行為

3. 当社および契約者は、当社または契約者および利用者が、自らまたは自らの下請先もしくは再委託先（下請契約または再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。）が本条第1項に定める反社会的勢力に該当しないことおよび将来も該当しないことを確約し、下請先または再委託先が、反社会的勢力に該当することが契約後に判明した場合には、ただちに該当する下請先または再委託先との契約を解除し、または契約解除のための措置をとらなければならないものとし、当社または契約者が、本項の規定に反した場合には、相手方は何らの催告を要せず、契約を解除することができるものとします。

4. 当社または契約者が本条の規定により契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。

第11条（当社が行う契約の解除）

契約に違反または下記事項が発生した場合、当社は契約者に対し契約の解除ができるものとします。

1. 契約時に虚偽の内容が発覚した場合
2. 法令に違反する行為をした場合。または法令違反の可能性を指摘された場合
3. 会社更生手続・破産申立・特別清算等その他これに準じる信用不安があった場合

4. 公序良俗に反する行為があった場合
5. 当社に損害を与えた場合
6. 月額利用料の支払いが滞った場合

第12条（損賠賠償）

1. 当社は予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害および逸失利益については、一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの通信速度につきいかなる保証も行わないものとし、契約者は、本サービスがベストエフォート型であり、接続状況、契約者または利用者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承することとします。
3. 当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合のすべてについて、その損害賠償の範囲は、契約者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は別途覚書に定める月額基本料を上限とします。ただし、当社に故意もしくは重大な過失がある場合にはこの限りではありません。

第13条（免責）

下記事項の通り当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

1. 当社の地位が第三者に移転する場合
2. 法令の改正や他、やむを得ない事由によりサービスが停止、廃止された場合
3. テロ、自然災害、第三者により妨害等、不測の事態を原因としてサービスの停止を余儀なくされた場合
4. その他、当社の責めに帰することのできない事項

第14条（機密保持）

1. 当社および契約者は契約上知り得た機密情報を相手方の事前の同意なき限り契約の解除または契約満了後においても第三者に漏洩してはなりません。
2. 以下の各号に掲げる情報についてはこの限りではありません。
 - ① 開示時点既で保有していたことを証明できるもの
 - ② 開示後、開示を受けた当事者の責めによらずして公知となったもの
 - ③ 開示時点で公知のもの
 - ④ 正当な権限を有する第三者から開示をうけたもの

第15条（サポートおよび保守メンテナンス）

1. 当社が契約者に対して提供する本サービスのサポート保守メンテナンス範囲を以下の通り定めます。
 - ① 電気通信設備の遠隔監視
 - ② 契約者または利用者からの電話等による問い合わせへの対応
 - ③ 導入設備に故障や不具合が生じた場合に、当社が契約者又は利用者の要請に基づき、現場に技術員を派遣し行う点検・修理
 - ④ 導入設備の経年劣化や機能の陳腐化を理由として、当社の判断により行う対象設備の交換・更新
2. 第4条8項で定めた接続を行う場合、契約者は当社が指定する方法で当社へ申請するものとします。また、当社は契約者へ、別途覚書で定める接続料を月額利用料に合算し請求するものとします。また、当該接続において生じた不具合等については、本条で定めるサポートおよび保守メンテナンスの対象外とします。なお、当該設備機器の取替が必要となる場合は、当社は契約者へ別途覚書で定める取替工事費用を別途請求するものとします。

第16条（保証の限界）

1. 当社は通信の利用に関し、電気通信設備を除き相互接続点等を介して接続している電気通信設備にかかる品質を保証する事はできません。
2. 当社はインターネットおよびコンピューターに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的水準をもっては本サービスに瑕疵のないことを保証することはできません。
3. 下記における設備機器の故障は保証対象外とします。
 - ① 火災、地震、水害、落雷、ガス害、塩害およびその他の天災地変、公害または異常電圧等の外部的事情による故障もしくは損傷の場合
 - ② 落下・衝撃等、お取扱いが不適当なため生じた故障もしくは損傷の場合
 - ③ 接続時の不備に起因する故障もしくは損傷、または接続している他の機器やプログラム等に起因する故障もしくは損傷の場合
 - ④ 契約者または利用者の維持・管理環境に起因する故障もしくは損傷の場合
 - ⑤ 当社以外で改造、部品交換、設定の変更をされた場合
 - ⑥ 第三者へ譲渡された場合

第17条（本サービスの中断）

1. 当社は以下の各号に定める場合には、本サービスの提供を一時的に中断する事があります。
 - ① 本サービスの保守点検又は工事上止むを得ない場合
 - ② 本サービスの障害等止むを得ない事由がある場合
 - ③ その他、当社が本サービスの運営上一時的な中断が必要と判断した場合
2. 当社は本サービスの利用を中断する場合、予め契約者に通知するものとします。但し、緊急および止むを得ない場合はこの限りではありません。

第18条（解約方法）

1. 契約者は、当社が指定する方法で、当社へ通知またはそれに相当する通知をもって、本サービスの契約を解約することができるものとします。
2. 契約者が解約を申し出た翌月の末日が解約日となり、月中の解約は認められないものとします。ただし、契約者が申し出の翌月末以降月の末日を解約日として要求する場合、契約者は当社所定の書面により、その解約日を申請し、当社はこれを許可することがあります。

第19条（違約金）

1. 契約締結後、契約者が本サービス提供開始前に契約を解除した場合、以下の違約金が発生します。
 - ① LEQUIOS ダイレクト：50,000 円
 - ② LEQUIOS スマートウェイ：9,800 円
 - ③ LEQUIOSV4：9,800 円
2. 本サービス提供開始後、覚書にて別途定めた最低利用期間内に契約者が契約を解除した場合、解約月の月額利用料に、解約月を含めた最低利用期間の残月数分を乗じた金額が違約金として発生します。

第20条（契約期間満了後または契約の解除後の措置）

1. 契約者は、当社から利用者へ貸与している機器がある場合で、契約期間満了後または契約の解除後の相当期間中に当該機器が未返却の場合には、当該機器代金相当額を当社の請求に応じて支払うものとします。
2. 当社は、本サービス提供のため契約物件等の共用部に設置した当社が所有権を有する電気通信設備について、

当社の負担により撤去を行うものとします。ただし、電気通信設備が設置される場所に撤去を妨げる構築物等があることによって、別途撤去費用が発生する場合は、契約者が当該費用を負担するものとします。

3. 契約終了後において、当社は、LAN ケーブル等の構内配線、配管や盤等の共有部設備、宅内アクセスポイント等の設備を当社の判断により契約物件内に残置し、その場合、当該残置設備に対する所有権を放棄するものとします。ただし、契約者は、撤去費用を負担することにより当該残置設備の撤去を当社に指示できるものとします。
4. 本条における当社による導入設備等の撤去工事は、当該集合住宅等の原状回復を目的とするものではなく、当社は、当社の責めに帰すべき事由による当該集合住宅等の損傷等があった場合を除き、いかなる場合であっても契約物件等の原状回復義務を負わないものとします。

第 21 条（個人情報に関する取扱い）

当社は別で定める「株式会社レキオス LEQUIOS 光（レキオス光）個人情報保護方針」に基づき、契約者または利用者に関する個人情報を取り扱うこととします。

第 22 条（地位の譲渡、名義変更等）

1. 契約者は、本サービスの提供対象となる集合住宅等が売却・差押え・譲渡・相続・遺贈等で所有権の変更がある場合は、事前に当社へ申告し、本サービスの継続・解約を協議するものとします。
2. 当社は、契約者により地位の譲渡について承認の請求があった場合は、当該地位を承継する相手方が債務の支払を現に怠り、または怠る恐れがある場合や、その他当社の業務遂行上支障がある場合を除き、これを承認するものとします。ただし、当該承継時において契約者に本サービス料金に係る当社への支払遅滞（以下「当該債務」といいます）がある場合、当社と契約者または承継先の相手方との間において当該債務の免責または債務引受の合意がある場合を除き、契約の地位は承継されないものとします。
3. 当社は、前項に基づく承認を行わなかったことにより、契約者、売却先等、その他第三者に損害が生じた場合であっても、何らの賠償義務等を負わないものとします。
4. 前項の売却先等が本約款等の地位承継に応じなかった場合は、当社が第 6 条 4 項および第 19 条 2 項により最低利用期間内に解約したものとみなし、同条同項で定めた違約金が発生することとします。
5. 契約者は、相続または法人の合併、もしくは分割等によりその氏名または法人名、住所または連絡先等に変更があったときは、そのことを速やかに当社所定の方法により当該事実を証明する書類を添付し届け出なければならないものとします。

第 23 条（期限の利益喪失）

当事者の一方が契約に定める条項に違反した場合、相手方の書面による通知によって、相手方に対して負っている債務について期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならないものとします。

第 24 条（協議事項）

この契約に関して疑義が生じた場合は、当社と契約者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、当社の定めるところによるものとします。

第 25 条（裁判管轄）

当社および契約者は、契約に係わる一切の訴訟に関し、当社の本社所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。